

| 管理コード  | 府省庁名 | 要望事項(事項名)  | 該当法令等  | 制度の現状  | 求める措置の具体的内容  | 具体的事業の実施内容・提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの検討要請に対する回答  | 再検討要請                      | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答                   | プロジェクト名                              | 提案事項管理番号               | 提案主体名 | 都道府県         | 制度の所管・関係府省庁  |
|--------|------|--|--|--|--|--|-------|-------|--|----------------------------|-----------|-------------|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|-------|--------------|--------------|
| 050010 | 法務省  | 地域限定の特例として、外国人が介護業務に従事するための在留資格の付与                 | 出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七十九条第二号、別表第一の一、二及び五 | 介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在 インドネシア及びフィリピンの経済連携協定(EPA)に基づき場合に限り認められており、その他は認めない。   | ベトナム人の日本での就労希望者に介護業務にも就労ビザを発給して欲しい。期間限定でもよい。   | 北海道では要介護者は増加しているが、介護職員は激減している。夜勤者が一人足りないだけで、一月月の勤務が絶えず業務の継続が困難となり、他の就業者の雇用も喪失される。職員自身も高齢化し通勤や夜勤が辛いのが、なかなか軽減も出来ない。若い若い人は希望もれれずに就業者。国内では全く介護労働者不足が問題であるが改善されず、現場では介護の質の低下が辛い。東南アジアで親目で平均年齢20歳の若いベトナムの方と今の緊急事態を乗り切りたい。3年程度の猶予期間で次の対策を計画可能。<br>現在、介護業務が専門的、技術分野の対象かどうかの評価を待つ時間的余裕はない。過労により職員が休職し来月の勤務が組めないこともあり得る。当地域での外国人就労状況により周辺地域および介護施設からも採用の意向は高い。   | C     | I     | 介護分野を含めた外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、労働市場や国民生活等へ与える影響を考慮し慎重に検討する必要がある。<br>また、介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在、インドネシア及びフィリピンの経済連携協定(EPA)に基づき、特例的に受入れが行われているところ。同意定で受け入れた介護福祉士の資格取得者の就労状況等を踏まえ、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の資格を取得した外国人の受入れの可否について検討していくこととしている。<br>なお、ベトナム第1陣の入国は平成26年6月上旬の予定。  |                            |           |             |             |                                      | 1<br>0<br>0<br>2<br>0<br>0<br>1<br>0 | 特定非営利活動法人オーティナリーサーヴァンツ | 北海道   | 法務省<br>厚生労働省 |              |
| 050020 | 法務省  | フィリピンの看護師免許所有者が介護士認定資格者が、愛知県で介護助士として就労するための在留資格の付与 | 出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七十九条第二号、別表第一の一、二及び五 | 介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在 インドネシア及びフィリピンの経済連携協定(EPA)に基づき場合に限り認められており、その他は認めない。   | フィリピン国の看護師免許所有者、介護士認定資格者で、日本語検定N4以上取得者に愛知県で介護助士として1年間介護事業に従事することと例外的に認め。   | <問題点><br>1. 愛知県では介護要員が不足(現在60%の施設が不足)しており、今後介護が必要な方が増え、介護要員の増えの不足が予想される。<br>2. 現在特別老人ホームへの入所希望待機者が9、200人いる。<br>3. 約570の追加施設が必要で、約3000人の介護要員が必要となる。<br>4. 一方介護事業に携わる若者の離職率が高く、現状のままでは、老々介護の悪劇が増える。又、施設に入れない親の為に、働き盛りの人が転職・退職し、親の介護に縛られ、日本の経済・社会へ悪影響が益々不安となる。<br>【解決策】<br>5. フィリピン国の看護師免許所有者が介護士認定資格者に、愛知県で介護福祉士ではなく介護補助士(介護助士)として働いてもらう。<br>また、介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在、インドネシア及びフィリピンの経済連携協定(EPA)に基づき、特例的に受入れが行われているところ。同意定で受け入れた介護福祉士の資格取得者の就労状況等を踏まえ、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の資格を取得した外国人の受入れの可否について検討していくこととしている。<br>7. 外国人の継続労働者受け入れで懸念されている治安悪化等は左記要件を完了する事で、より効果的な介護業務を果たせるようになる。<br>8. 懸念対応<br>7. 外国人の継続労働者受け入れで懸念されている治安悪化等は左記要件を完了する事で、より効果的な介護業務を果たせるようになる。<br>8. 懸念対応<br>7. 外国人の継続労働者受け入れで懸念されている治安悪化等は左記要件を完了する事で、より効果的な介護業務を果たせるようになる。<br>9. 受入施設と管理組合での管理監督体制をさらに充実させ、認可以外の仕事(不法就労)等の不当行為をさせないと同時に、不当労働の管理をはかる。<br>10. フィリピンでは看護士が介護士が医療行為以外の事に従事しているか、又は就労できずにいる資格保持者が約20万人いて、人員確保は容易である。(フィリピンでは老人介護ホームはほとんどなく、大家族による自宅介護が一般的である) | C     | I     | 介護分野を含めた外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、労働市場や国民生活等へ与える影響を考慮し慎重に検討する必要がある。<br>また、介護分野における外国人労働者の受入れについては、現在、インドネシア及びフィリピンの経済連携協定(EPA)に基づき、特例的に受入れが行われているところ。同意定で受け入れた介護福祉士の資格取得者の就労状況等を踏まえ、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の資格を取得した外国人の受入れの可否について検討していくこととしている。   | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再検討し認可された。 |           |             |             |                                      | 1<br>0<br>1<br>7<br>0<br>0<br>1<br>0 | 国際フレンド・リンク(株)          | 愛知県   | 法務省<br>厚生労働省 |              |
| 050030 | 法務省  | 在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」申請時の学歴と職務の完全一致に関する規制緩和         | 出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七十九条第二号、別表第一の一、二    | 現行法上、「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令」に定める学歴等の要件を満たす必要がある。<br>大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については柔軟に取り扱っているが、専修学校の専門課程における職務内容と従事しようとする業務については関連していることが必要である。 | 労働力の枯渇する当地域製造業に有能な外国人人材を供給するため、在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」の申請時における「学歴・職務の完全一致」を「有能な人材を確保」程度、日本人就労者と同等程度の一貫性で緩和して取りたい。学歴・職務・職務内容については、学歴と職務のマッチングを緩和する。学歴等の条件、受入先企業の条件は残し、それらの間の範囲を一一対一対応を多対多対応とする。     | 人材は汎用的であり適職には幅がある。当地区では外国人就労者を適切に供給するため、一人当たりが「技術」、「人文知識・国際業務」という在留資格で就労できる職種・業務を、複数の学歴を持つ日本人就職希望者の場合と同等に特許、製造業の生産工程に就業する場合、製造業等は製造に関する多様な知識・技術を持つ就労者を求めている。「高度＝必要学歴＋特種専門性」「高度＝必要学歴(含む専門性)＋汎用性」とし見直す。専門士と大学という資格への種類に従って見直す。外国人就労者のコンプライアンスにより地元製造業に活力をあたえたい当地区では、学歴要件に不備がなく、たが外国人であるがために就労しづらい大規模な制約が課せられる現状を改善するため、職務の特種性を求める。在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」でビザを取得した外国人就労者は、当地区では主に製造業関連企業において業務と学歴の関連性の度合いの緩和により比較的柔軟に就けるようになる。<br>【実地研修型留学プログラム(共通)】<br>太田市周辺の製造業を長年支えた日本人の帰国者が多く、その三分の一を失った。若年層の就業不調や製造業離れ、デフレを引き下げるも影響し労働力供給の限界を、各企業での人材不足も、地産地消に繋がれてはならない。影響を及ぼす。当地区には安定大量な労働力の確保が絶対不可欠である。本特区案は、新たな外国人就労者のプロデュースを通じ地産産業を後押しする。全国的に広がる産業空洞化傾向を人的資源の受入により抑制する最初の試みであり、地域、国への大規模な経済効果をもたらす。   | C     | I     | ○現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の制約に当たっての大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱っている。<br>一方、専修学校の専門課程に、職業的教育が中心である。特定の分野に限って専門的な知識が修得されるものであることから、専修学校の専門課程における専攻科目と従事しようとする業務が関連していることが必要である。<br>なお、外国人労働者の受入れについては、専門的・技術的分野の外国人は我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、いわゆる単純作業を行うような外国人労働者の受入れは、現在は認めない。<br>○企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就業実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」等の見直しを含め、検討を行うこととしている。 |                            |           |             |             |                                      | 1<br>0<br>2<br>0<br>0<br>0<br>1<br>0 | 太田特区就労ビザプロジェクト         | 太田市   | 群馬県          | 法務省<br>厚生労働省 |
| 050040 | 法務省  | 在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」をもつて就労する者の業務範囲の拡大              | 出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七十九条第二号、別表第一の一、二    | 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者は、当該在留資格に対応する業務範囲に於ける活動に限り、収入を得る行為を営むこと、労働活動又は職務(日常生活に伴う職務の範囲を除く)を受ける活動を行うことはならない。  | 在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」就労者について、就労時本人の適性・環境状況、能力を認め、柔軟で多様な配置、業務を遂行できるように現場職員(現場フレキシビリティ)を認め「預けたい」。外国人就労者の就労活動については、柔軟な対応を必要とする。研修や教育を含む多様な指示を受ける。状況に応じた業務変化を促し「学歴(職資格)の枠内を越えて働く」とは無理があり、彼らの就業意と現場のニーズを尊重し、業務の幅を認めてもらいたい。 | 日本の企業に就職した場合、本人の意思で職務内容を限定することは極めて困難である。業内容と申請内容の両方における一致を前提とする選定基準等(選定基準)を定めること、外国人による就労が現実化し即して可能になる。「技術」の在留資格で機械の専門家でして自動車部品製造企業に就職し、就労現場の事と対応、通訳等の業務を行うケース。もしくは「人文知識・国際業務」の在留資格で専攻として一般企業に就職し、本人の適性等により情報処理作業等を行うケース。資格により人員管理環境の諸事情により別様の業務を行わざるを得ないケースが可能な。また、就業意や能力を認め、柔軟な対応を必要とする。研修や教育を含む多様な指示を受ける。状況に応じた業務変化を促し「学歴(職資格)の枠内を越えて働く」とは無理があり、彼らの就業意と現場のニーズを尊重し、業務の幅を認めてもらいたい。  | C     | I     | 企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就業実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」等の見直しを含め、検討を行うこととしている。   |                            |           |             |             |                                      | 1<br>0<br>2<br>0<br>0<br>0<br>1<br>1 | 太田特区就労ビザプロジェクト         | 太田市   | 群馬県          | 法務省<br>厚生労働省 |
| 050050 | 法務省  | 在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」を有する者が継続した時の就職活動等の特例           | 出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項及び第二項、第七十九条第二号、別表第一の一、二及び五 | 自己の都合によらない理由で解雇、雇止め又は待機を通知された「技術」又は「人文知識・国際業務」等の在留資格を有する外国人が、我が国での就職活動の継続を希望する場合、一定の要件の下、一定期間について就職活動のための在留期間を延長し、また、資格外活動許可について認められている。   | 外国人就労者が在留期間内の就業状況の変化に对应するための一時的な資格外活動及び「技術」又は「人文知識・国際業務」等の在留資格を有する外国人が、我が国での就職活動の継続を希望する場合、一定の要件の下、一定期間について就職活動のための在留期間を延長し、また、資格外活動許可について認められている。   | 「就労の意思を持つ外国人就労者が入国時の雇用契約を解除してしまった場合、一時的な資格外活動及び就職活動への在留資格切り替えを認める。現行法では資格外活動は理由・状況の如何にかかわらず認められていない。就職活動に関しては、外国人の「職歴・転職時」その件についての入管への報告が義務付けられていないため、それまでの履歴はリアルタイムに把握されていない。本特区案では、この資格外活動及び就職活動を、帰国中に有効に使えるか否か、「失業保険」「生活保護」等を提供する際、詳細として参照できるようにする。また「適切に就業力や経済活動を認める際の条件」を整理した上で、理由によっては自己立派な働き方を希望することを認める。本特区案は「職歴」があることを中心とした人の流れを想定している。労働力の流入を促進する当地区にとっては必要な措置である。なお資格外活動及び就職活動の期間については就業実績に比例する期間を設定する。   | E     | —     | 本提案では、「就労の意思を持つ外国人就労者が入国時の雇用契約を解除してしまった場合、一時的な資格外活動及び就職活動への在留資格切り替えを認める。現行法では資格外活動は理由・状況の如何にかかわらず認められていない。就職活動に関しては、外国人の「職歴・転職時」その件についての入管への報告が義務付けられていないため、それまでの履歴はリアルタイムに把握されていない。本特区案では、この資格外活動及び就職活動を、帰国中に有効に使えるか否か、「失業保険」「生活保護」等を提供する際、詳細として参照できるようにする。また「適切に就業力や経済活動を認める際の条件」を整理した上で、理由によっては自己立派な働き方を希望することを認める。本特区案は「職歴」があることを中心とした人の流れを想定している。労働力の流入を促進する当地区にとっては必要な措置である。なお資格外活動及び就職活動の期間については就業実績に比例する期間を設定する。   |                            |           |             |             | 1<br>0<br>2<br>0<br>0<br>0<br>1<br>2 | 太田特区就労ビザプロジェクト                       | 太田市                    | 群馬県   | 法務省<br>厚生労働省 |              |

| 管理コード  | 府省庁名 | 要望事項(事項名)                        | 該当法令等   | 制度の現状   | 求める措置の具体的内容  | 具体的事業の実施内容・提案理由   | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの検討要請に対する回答  | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | プロジェクト名       | 提案事項管理番号                        | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府省庁  |
|--------|------|----------------------------------|---|---|--|---|-------|-------|--|-------|-----------|-------------|-------------|--------------------|---------------|---------------------------------|-------|------|--------------|
| 050060 | 法務省  | 外国人留学生のアルバイト(資格外活動)制限時間に関する部分的緩和 | 出入国管理及び難民認定法第二条の二第二項及び第二項、第十九条第一項及び第二項、別表第一の四                       | 在留資格「留学」をもって在留する者が本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第十九条第二項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第5項において、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他の必要経費を補う目的で行うアルバイト(資格外活動)を例外的に認めている。 | 外国人留学生のアルバイトは現在一週間に28時間まで可能だが、これを日本人学生と同程度の40時間まで拡大して頂きたい。   | 日本人学生と同程度(労働基準法第三十二条にある「40時間以内」)までの緩和を想定している。日本人学生の場合、本来の目的である学業に影響のないよう担保がない。その意味でも、同程度の条件までの緩和を想定している。本特区案は、自己責任を「提示すべき事柄やチャンスを与えず、本人の判断や努力に委ね自らその行動の責任を負うものではなく、「提示すべき事柄やチャンスを与えた上で本人の判断や努力に成果を委ね自らその行動の責任を負う」とし、従って、広がった可能性をどう使うかは本人次第である。彼らの現在の状況判断、努力に委ねたい。この緩和により経済的条件から解放され留学できるようになる者が増えるのであれば、大企業はいいことが、留って、学業が疎かになれば本人が苦労し、経済的に困窮し、チャンスを失うかもしれない。(太田特区留学プロジェクトに共通)太田特区留学プロジェクトは太田特区留学プロジェクトを基盤とする。太田特区内所在の専門学校や大学に開校人材が確保され、活躍の場が広がること望ましいが、全国的にも、就業を希望する留学生のおよそ半分が日本で職を得、残りは帰国せざるを得ない現状がある。流出する人材を高次元人材として活かし、地域が人を育て、人が地域に貢献することが取次、留学の両プロジェクトに共通する本提案の基本コンセプトである。 | C     | III   | 留学生の資格外活動許可については、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他の必要経費を補う目的で行うアルバイト(資格外活動)を例外的に認めているものである。しかしながら、資格外活動許可認められる活動時間の上限を1週28時間から40時間まで引き上げることすれば、フルタイム労働と変わりがなく、本来の活動である学業に支障が生じることが明らかであり、ご提案は認められない。就業を主たる活動とするならば、就労資格で入国すべきである。 |       |           |             |             |                    | 太田特区留学プロジェクト  | 1<br>0<br>2<br>0<br>2<br>0      | 太田市   | 群馬県  | 法務省<br>厚生労働省 |
| 050070 | 法務省  | 外国人留学生の卒業後の就職活動期間の延長             | 出入国管理及び難民認定法第二条の二、第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二項、第三項及び第五項、第二十一条、別表第一の四及び五 | 大学等の教育機関を卒業した留學生が、同教育機関を卒業後就職活動を行っており、かつ、同教育機関から推薦を受けている場合、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めている。  | 外国人留學生に対し特定活動として1年間まで認められる就職活動期間を、3年程度にまで延長して頂きたい延長後のアルバイトも認め、留学プロジェクトと同様に時間延長の対象とする。この特区案では、留学キャリア、納税、学費納入者を中心と評価する。特に日本国内で経済活動を経験した留學生に対し日本人学生が第二新卒として再就職するのと同程度の「挑戦するための機会」を提示することは、彼らの才能の取りこぼしを防止する意味でも必要な措置であり、公平である。 | 「卒業までに費やした学費・努力・時間等の対価としてやっとな権利が一年間で露消してしまうのはなぜか」。特区では「公正な評価」を国際社会に向けて提示したい。併せて、「就職活動を行った卒業生」を条件とすることも検討している。現在2010年から始まった「卒業後3年間で新規採用」に対する世間も定着しているが、これを外国人留學生のケースにも当てはめる。この政策が日本人に対し見込んだ効果と同等の効果を外国人留學生の就職率向上に対しても期待する。太田特区は「専ら」を条件とする中心に人の流れを円滑化する地域であり、地域が協力し、教育から就業へのステップアップの断絶を無くすことにより、就労者の流入のみならず育成し増やすことを望む。これにより、人材の全般的な管理・有効活用がなされていない現状に対し、卒業キャリアや納税に関しても、就業と就業の間の埋めを促すことができるようになる。現実の問題として「短期滞在で入国し就職活動をする」といった方法を認めることは、現行の入管法における在留資格の内容に合った活動であるのか疑問に感じられる。   | C     | IV    | 外国人留學生の卒業後の就職活動については、在留資格「特定活動」の付与により最長1年にわたって認められるものであり、就職活動自体を3年程度の長期間にわたって行うことは想定しておらず、ご提案は認められない。  |       |           |             |             |                    | 太田特区留学プロジェクト2 | 1<br>0<br>2<br>0<br>0<br>2<br>1 | 太田市   | 群馬県  | 法務省<br>厚生労働省 |